

□■□■□ 安全への取り組み <初任運転者に対する指導> □■□■□

日本観光(株)では新たに入社した運転者に対して下記の通りの指導を行い、安全運行及びお客様に快適にご乗車頂けるための必要な知識と運転技術習得の為の教育を行います。

- 教育担当者:運行管理責任者・運行管理者・主任運転手
- 使用車種:大型貸切(乗合)バス・中型貸切バス

1) 座学指導

国土交通省「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の実施マニュアル」に基づき座学による教育を実施します。(最低 10 時間以上)

- ① 事業用自動車の安全運転に関する基本事項(運行指示書の遵守 等)
- ② 事業用自動車の構造上の特性と日常点検の方法(整備研修)
- ③ 運行の安全及び旅客の安全を確保するために留意すべき事項
- ④ 危険予知および回避
- ⑤ 実技指導の際のドライブレコーダーの記録を利用した運転特性の把握と是正
- ⑥ 適性診断(初任者診断)の診断結果についての指導
- ⑦ 入社時健康診断の受診結果に基づいた健康管理について
- ⑧ 「就業規則」「乗務員服務規律」「安全管理規程」「服務規程」等の理解
- ⑨ 「接客心得」に基づき、お客様への応対・接遇について
- ⑩ 整備研修(車両の構造・車内設備・装備品の使用・緊急時の非常口使用 等)

2) 実技指導

実際に運転する貸切バス車両(大型・中型)を使用し、「運転操作」「運転技術」「道路・各施設の駐車場等の確認」を実施します。法令では 20 時間以上と定められております。

弊社では運行管理者および指導担当者が運転者として選任が可能であると最終判断するまで、約 1 ヶ月から 3 ヶ月程度繰り返し実技指導を実施します。